		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）									(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1)のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3)のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）(5)のキの内容	ア．目につきやすいウェブサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間給援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
19	19	15	13	9	15	9	12	15	0	0	3	3	0	0	19	0	0	0	3	4	12	0	0	0	0	0	7	0	11	6	2	2
石川県	金沢市	○	○		○	○	○	○							○						○						○		○			
石川県	七尾市	○		○	○			○							○						○								○			○
石川県	小松市	○	○		○	○		○							○						○								○	○	○	
石川県	輪島市	○	○	○		○					○	児童扶養手当新規受給者及び同手当現況届に案内文書を同封			○						○											
石川県	珠洲市				○		○	○							○						○								○	○		
石川県	加賀市	○	○	○	○			○							○						○											
石川県	羽咋市	○	○		○	○									○				○								○					
石川県	かほく市	○	○	○	○		○	○							○					○									○	○		
石川県	白山市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○		
石川県	能美市	○	○		○		○	○			○	当該年度対象者に年度末の3月に翌年度の説明文と申請書を教育委員会から郵送している			○						○								○		○	
石川県	野々市市	○	○				○	○							○					○							○		○	○		
石川県	川北町	○			○										○				○													
石川県	津幡町	○		○	○	○	○	○							○						○								○			
石川県	内灘町	○	○	○			○	○			○	学校から保護者宛に制度を記載したメールを送信			○					○							○		○	○		
石川県	志賀町	○		○	○	○	○	○							○						○						○					
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○									○						○											○
石川県	中能登町		○				○	○							○					○									○			
石川県	穴水町			○	○	○	○	○							○						○						○					
石川県	能登町		○		○		○	○							○				○								○					

		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
都道府県	市町村名	<小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を（7）に記入してください。）			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（9）に記入してください。）	
19	19	18	0	0	0	1	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	13	0	10	9	7	13	7	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	金沢市	○							○											○		○	○		○	○	○													
石川県	七尾市	○							○										○			○		○	○															
石川県	小松市	○							○											○		○	○		○	○														
石川県	輪島市	○							○											○			○	○		○				○										
石川県	珠洲市	○							○											○					○															
石川県	加賀市	○							○										○						○															
石川県	羽咋市	○							○											○		○	○		○	○														
石川県	かほく市	○							○											○		○	○	○	○															
石川県	白山市	○							○											○		○	○							○										
石川県	能美市	○							○											○		○			○															
石川県	野々市市	○							○								○					○	○	○																
石川県	川北町	○							○											○		○			○															
石川県	津幡町	○							○										○			○		○	○	○														
石川県	内灘町	○							○											○				○																
石川県	志賀町	○							○										○								○													
石川県	宝達志水町	○							○											○			○		○	○														
石川県	中能登町	○							○											○			○				○													
石川県	穴水町					○		入学前支給を行っているが、希望者はいない。																○	○	○														
石川県	能登町	○							○											○					○															

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期（複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月（初年度（入学式前））	＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるものの全てに○） ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ. （入学前支給は異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに○をしてください。 ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	（2） （1）のキの内容
19	19	18	0	0	0	1	0	1	18	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	13	0	0	0	0	0	0	0	6	0	7	1	0	1	4	4
石川県	金沢市	○							○											○										○						
石川県	七尾市	○							○										○															○	特になし
石川県	小松市	○							○											○								○								
石川県	輪島市	○							○											○											○					
石川県	珠洲市	○							○											○								○								
石川県	加賀市	○							○										○									○								
石川県	羽咋市	○							○											○														○	家庭学習が開始された場合、対応できるWi-Fi環境が整っていない世帯に対して通信費の補助をしている。（ルーターの貸与）
石川県	かほく市	○							○											○										○						
石川県	白山市	○							○											○								○								
石川県	能美市	○							○											○										○						
石川県	野々市市	○							○								○											○								
石川県	川北町	○							○											○										○						
石川県	津幡町	○							○										○															○	特に対応なし
石川県	内灘町	○							○											○								○								
石川県	志賀町	○							○										○											○						
石川県	宝達志水町	○							○											○													○			
石川県	中能登町	○							○											○														○	申請期限の設定はあるが、受付は随時行っている。
石川県	穴水町					○		入学前支給を行っているが、希望者はいない。																						○						
石川県	能登町	○							○											○										○						

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）				4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を(4)に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の要保護認定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を(5)に記入してください。）	テ. その他（内容を(6)に記入してください。）	係数（倍率）	係数（倍率）	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
																									ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）		年	月	
																					倍	倍															
19	19	16	16	15	16	16	17	9	2	14	16	3	3	5	12	6	4	9	0	2	18	0	2	1	1	8	0	1	0	0	0	8	8	
石川県	金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					○						25	4	20%未満
石川県	七尾市																	○			1.3													10%未満
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3													15%未満
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													20%未満
石川県	珠洲市																○				1.3					○						平成24	12	10%未満
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3					○						平成24	12	15%未満
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													10%未満
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3					○						平成25	7	15%未満
石川県	白山市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1.3													20%未満
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○			○	○							○		○	1.3			その他経済的にお困りの方										10%未満
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	1.3			保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	（4）の基準根拠については合計所得金額を元にしており、生活保護基準は平成25年8月1日改正前の基準を採用している。		○						平成25	8	15%未満
石川県	川北町						○																											5%未満
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○					1.3					○						平成25	8	10%未満
石川県	内灘町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3					○						平成25	8	15%未満
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○				○					○					1.3					○						平成24	4	10%未満
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○				○							○			1.3													10%未満
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.3													10%未満
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				○			○						10%未満
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3													10%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										(5)補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
19	19	19	0	0	0	0	0	19	19	0	0	19	0	0	0	0	0	19	19	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	1	9	3	3	6	6	6	0	0	0	0	13
石川県	金沢市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	0								小学校通学費・修学旅行費については、実績がないため平均支給額は0円
石川県	七尾市	○						○	11,630			○						○	54,060																							医療費については、実績がなかったため平均支給額は0円
石川県	小松市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	2,060	1,758					・上限額欄の支給平均額については、令和3年度実績より記入。 ・通学用品費は、1年生以外（2～6年生）が対象 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため実績なし。 ・オンライン学習通信費は令和3年度より新設。対象世帯に支給。 ・医療費については、令和3年度実績なし ・学校給食費については、令和4年度見込額を記入
石川県	輪島市	○						○	10,460			○						○	54,060			○	○	12,000								○			○	18,000	8,747					オンライン学習通信費及び医療費は実績がないため平均支給額は0円
石川県	珠洲市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	12,569					医療費については、実績がないため平均支給額は0円
石川県	加賀市	○						○	11,630			○						○	54,060																							
石川県	羽咋市	○						○	11,630			○						○	54,060																							
石川県	かほく市	○						○	11,630			○						○	54,060																							・オンライン学習通信費の単価は、1世帯当り
石川県	白山市	○						○	11,630			○						○	54,060																							医療費については、実績がないため平均支給額は0円
石川県	能美市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	3,800								
石川県	野々市市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								小学校は修学旅行を実施していないため0円。
石川県	川北町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	11,000	6,366					
石川県	津幡町	○						○	13,650			○						○	54,060																							校外活動費については令和元年度以降実績がない
石川県	内灘町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	6,000	5,158					・医療費については、R4/1より内灘町子ども医療費助成に関する条例より、内灘町在住の児童の医療費負担が0円となったため。以降は区域外就学の児童のみ医療費の援助を行っている。
石川県	志賀町	○						○	11,630			○						○	51,060																							
石川県	宝達志水町	○						○	11,630			○						○	51,060																							オンライン学習通信費については、令和4年1月に新設。
石川県	中能登町	○						○	15,500			○						○	54,060																							・学用品費について、1年生は年額計13,230円、1年生以外は15,500円
石川県	穴水町	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0						無償 通学費については支給実績なし		○			○	22,690	0					修学旅行費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については支給実績なし
石川県	能登町	○						○	11,630			○						○	54,060																							

| 都道府県 | 市町村名 | （2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |